

令和6年第10回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和6年10月10日（木） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6－1大会議室

出席委員

西垣 隆 ・ 岩佐 哲司 ・ 山口 貴範 ・ 江崎 美咲
藤吉 理功 ・ 林 明 ・ 林 安廣 ・ 山中 敏彰
酒井 勉 ・ 松野 芳正 ・ 清水 健吉 ・ 館林 朋子
永田 俊幸 ・ 野々村 貢

欠席委員

江崎 和浩 ・ 梶下 信孝 ・ 河田 均 ・ 高橋美穂子

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 大野 達朗
小川 正美 ・ 加藤 一夫 ・ 窪田 博 ・ 神山 肇
小林 英彦 ・ 近藤 敏弘 ・ 酒井 秀男 ・ 高橋 正男
田中 光弘 ・ 玉田 昇三 ・ 戸崎 和美 ・ 野水 千尋
林 俊朗 ・ 平手 金治 ・ 福井 恒夫 ・ 本田 忠男
松岡 静典 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 東三 ・ 柳原 芳靖
山口 温朗

事務局

事務局長	三嶋 克之	副主幹	佐藤 智香
主査	小木曾高志	主査	佐々木宗弘
主査	中村 修	主任	加藤 明生
主事	桂川 裕貴	主事	藤野 元志
主事	江川 充洋		

議 事

- 議案第 43 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 44 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 報告第 32 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 33 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 34 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和6年第10回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中15名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

それでは、議席番号4番、岩佐哲司委員、議席番号5番、山口貴範委員の両委員、よろしくお願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の方も御意見や御質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第43号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転9件、使用貸借による権利の設定4件、以上を議題いたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第43号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。

3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、南長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

2番、黒野地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3番、黒野地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では、野菜及び果樹を栽培するものです。

4番、西郷地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では野菜を栽培するものです。

3ページをお願いします。

5番、西郷地区の申請は、農業経営を拡大するための使用貸借権の設定です。

6番、西郷地区の申請は、農業経営を拡大するための使用貸借権の設定です。

7番、西郷地区の申請は、農業経営を拡大するための使用貸借権の設定です。

8番、岩地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

4ページをお願いします。

9 番、合渡地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

10 番、合渡地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では野菜を栽培するものです。

11 番、合渡地区の申請は、農業経営を開始するための使用貸借権の設定です。申請地では水稻を栽培するものです。

5 ページをお願いします。

12 番、合渡地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では野菜及び果樹を栽培するものです。

5 ページと 6 ページにまたがりまして、

13 番、西郷・網代地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 43 号について事務局から説明がありました。
各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。
それでは、1 番、南長森地区は、林明委員、お願いします。

林(明)委員

1 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。
10 月 4 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。申請地では、果樹を栽培される予定です。
受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、2 番及び 3 番、黒野地区は、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

2 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。
9 月 12 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。
申請地では、野菜を栽培される予定です。
受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないと考えております。
3 番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。
9 月 24 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。
申請地では、野菜及び果樹を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、4番、5番、6番及び7番、西郷地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

4番の申請は、農業経営を開始する受入へ、畑を譲り渡すものです。

9月24日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受入の代理人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、引き続き野菜を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども承知され、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、許可は問題ないと考えております。

5番、6番、7番の申請は、農業経営を拡大する借入へ、田を貸し出すものです。

9月24日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び借入と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、引き続き水稻を栽培される予定です。

借入は、所有する他の農地も適正に管理され、地域の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、8番、岩地区は、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

8番の申請は、農業経営を拡大する受入へ、畑を譲り渡すものです。

9月27日に事務局職員及び受入と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、9番、10番、11番及び12番、合渡地区は、山中敏彰委員、お願いします。

山中委員

9番の申請は、農業経営を拡大したい譲受入へ、田を譲り渡すものです。

9月17日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の代理人と共に、現地立会を行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

譲受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

10番の申請は、農業経営を開始したい譲受人へ、畑を譲り渡すものです。

9月25日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会を行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

譲受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

11番の申請は、農業経営を開始する借人へ、田を貸し出すものです。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

借人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

12番の申請は、農業経営を開始したい譲受人へ、畑を譲り渡すものです。

10月3日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会を行いました。

申請地では、野菜及び果樹を栽培される予定です。

譲受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、13番、西郷及び網代地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

13番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田及び畑を譲り渡すものです。

9月27日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の代理人と共に、現地立会を行いました。

申請地では、引き続き水稻、野菜、柿を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第43号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議長

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第 43 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第 44 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転 3 件、使用貸借による権利の設定 1 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 44 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

8 ページの総括表をご覧ください。

今回は、4 件、合計 4,146.00 平方メートルです。

9 ページをお願いします。

1 番、芥見地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、上水管及びガス管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設及び医療施設があるため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

また、1 番の申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、31 ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、藍川北中学校から北へ 800 メートルほどの農地です。

2 番、芥見地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

また、2 番の申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、32 ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、藍川北中学校から北西へ 400 メートルほどの農地です。

3 番、合渡地区の申請は、所有権移転により子の一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況からみて、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に

隣接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であるため、第 2 種農地と判断します。

第 2 種農地であります。転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

10 ページをお願いします。

4 番、三輪地区の申請は、使用貸借権の設定により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 44 号について事務局から説明がありました。

1 番及び 2 番、芥見地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、芥見地区の申請について、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

1 番及び 2 番の申請は、いずれも太陽光発電施設として転用するものです。

9 月 27 日に事務局職員及び受入と共に、現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第 44 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第 44 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議案につきましては、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告第 32 号から第 34 号について、事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、報告第 32 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について説明いたします。

12 ページをお願いします。

許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

届出は、41 件、合計 58,672.19 平方メートルです。

続きまして、報告第 33 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

14 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第 4 条届出の総括表となります。

届出は、2 件、合計 616.00 平方メートルです。

明細は、15 ページです。

続きまして、報告第 34 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

17 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。

届出は、49 件、合計 25,539.28 平方メートルです。

明細は、18 ページから 30 ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和 6 年 9 月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 25 分閉会を宣す。